

(公印省略)

31 嘉企第807号
令和元年10月21日

執行機関の長及び所属長各位

嘉麻市長 赤間 幸弘
(企画財政課財政係)

令和2年度予算編成方針について

このことについて、嘉麻市財務規則第17条の規定に基づき、下記のとおり予算編成方針を定めたので通知する。

なお、予算要求に当たっては、財政需要を的確に把握し、効果的かつ効率的な予算編成に資するよう努められたい。

記

一 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が令和元年9月19日に発表した月例経済報告によれば、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされている。

令和元年7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされている。

総務省の概算要求では、地方の一般財源総額について令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているものの、自主財源に乏しく地方交付税等に大きく依存している本市においては、引き続き予断を許さない状況にある。

二 本市の財政状況

平成30年度普通会計決算は、実質収支において405,981千円の黒字であったが、経常収支比率は1.3%上昇の96.9%と、依然高い数値で推移している。

地方税など自主財源の割合が21.9%と非常に低く、歳出における義務的経費の割合が50.6%と高いことから、財政硬直化が進行する憂慮すべき状況が続いている。今後、景気は緩やかに回復すると期待されているが、景気や雇用環境の回復が、本市の歳入状況に直ちに波及するとは到底考えられず、人口減少に伴う地方税の減や、高齢化による社会保障経費の増など、更に厳しい財政状況が続くことは必至である。

また、普通交付税では、平成28年度から始まった合併に伴う財政優遇措置の段階的縮減により、合併算定と一本算定の差額の7割にあたる442,843千円が減額されており、令和2年度には、差額の9割が縮減されることになる。歳入の約4割を占める地方交付税が減額となる影響は非常に大きく、本市はいよいよ危機的な財政状況を迎えることとなる。

三 予算編成方針

以上の状況を踏まえ、予算編成にあたっては、嘉麻市財政計画の基本的な考え方に準拠し、中長期の財源不足に対応するため、財政基盤の強化を図ることはもちろん、公共施設の統廃合や公共インフラ老朽化対策・長寿命化など、多くの喫緊の課題については、一時期の集中的な対応による財源不足を避けるため、緊急性により優先順位を定めるなど、限られた財源を効率的・効果的に配分することを基本方針とする。

また、国の予算、地方財政計画等が未確定の段階であるため、原則として現行制度を前提とする。

1 基本的事項

予算要求にあたっては、職員一人ひとりが市の財政状況に対して危機感を共有し、これまでの慣例や固定意識にとらわれることなく、全ての事務事業についてゼロベースから再検証し、更なる徹底した歳入増加及び歳出削減を図ること。

(1) 当該年度の歳入歳出バランスの均衡

基礎的自治体として持続可能な財政基盤を確立するため、当該年度の歳入財源をもって歳出予算を編成し、財政調整基金の繰入れについては、原則として、合併特例事業債償還費の引当を目的とする減債基金の積立及び大規模災害に対応するための経費以外、行わないものとする。

(2) 補正予算計上要件の厳格化

補正予算については、災害復旧事業費など当初予算で見込むことが不可能なものに限り編成するものとし、需用費等の経常経費については、原則として認めないものとする。

(3) 既存事業の見直し

既存事業については、徹底してコスト削減を図ることはもちろん、近隣

市町や同規模類似団体等との比較により、当市の財政規模に応じ事業費を縮減し、事業継続の必要性（市民ニーズ）などについても再検証し、廃止又は統合に取り組むこと。

なお、段階的な見直しや激変緩和措置を要する場合は、令和2年度予算編成と併せて、翌年度以降の制度見直しに係る年次計画を策定し、予算査定の際に提示すること。

(4) 新規事業の取扱い

新規事業については、原則として、補助財源のない事業や事業実施による財政効果を伴わないものは認めないものとする。

また、それらを充足するものであっても、一般財源を伴うものについては、緊急性や相対的な財源配分の観点から、予算計上時期の見直し等を行うものとする。

2 財源確保対策

財源確保対策については、第3次行政改革実施計画を反映させ、次に掲げる事項については、積極的に予算に反映をさせること。

- (1) 市税、使用料等の収納率向上
- (2) 未活用財産（賃貸、使用貸借物件を含む。）の売却
- (3) 基金及び公金の効率的な運用
- (4) ふるさと納税の歳入強化
- (5) 新たな財源の確保

また、広告料収入の拡充やネーミングライツの導入等による財源の確保に努めるとともに、先進市町村の取組や各課等において先行して実施している取組等を参考に、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上に繋げるという視点に立ち、様々な手段の検討を行うこと。

3 行政改革の推進

第3次行政改革実施計画の実施項目については、実施スケジュールに則り確実に実施するとともに、必ず予算に反映すること。また、計画で予定していない事項であっても、事業実施主体のあり方（アウトソーシング、指定管理者制度等）などについて十分に検討精査し、創意工夫すること。

複数の課等にまたがる案件については、関係各課と事前に調整した上で予算要求すること。

4 ICTやAI等の活用による業務効率化

現在行っている事務作業等について、職員が担うべき役割を整理し委託化や集約化等による効率化を進めること。

また、仕事そのものの見直し、優先順位づけや業務の廃止を含む業務量の削減を積極的に進めた上で、ICTやAI等の活用など、これまでの手法にとられない新たな発想と視点をもって業務の効率化に取り組むこと。

5 特定財源の確保

事業実施にあたっては、国庫支出金、県支出金、市債等の特定財源がないか、十分に調査すること。また、補助事業であっても安易に取り組むのではなく、真に必要なものに限定し、継ぎ足し単独分を出さないこと。

また、起債対象事業については、必ず予算要求前に適債性及び発行可能額について財政係と事前協議すること。事前協議を行っていない場合、予算計上は認めないものとする。

6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等の管理については、「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」及び「嘉麻市個別施設見直し計画（平成31年度～平成37年度編）」を踏まえ、将来の修繕・更新費用の平準化や機能の集約・統合等の検討を進めること。

7 特別会計及び企業会計の経営強化

独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、事業運営の一層の効率化、合理化による支出の抑制と積極的な収入確保に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。

8 国及び県の動向の的確な把握と対応

国及び県の制度改革等については、常に情報収集に努め、十分に検証した上で予算に反映させること。

また、国庫支出金及び県支出金の廃止、縮減があった場合には、市費負担分の事業費についても、併せて廃止、縮減を基本とすること。

四 予算要求の留意点

【 歳入に関する事項 】

1 市 税

経済の動向や税制改正の状況、最近の税込推移などに留意するとともに、課税客体の捕捉と徴収率の向上に努めつつ、過大計上とならないよう見込むこと。

2 地方譲与税、地方交付税等

国の予算編成や関係法令の改正等の動向に留意し、過去の実績等も十分考慮の上、的確に見込むこと。

3 分担金及び負担金

根拠法令に基づき的確な捕捉がなされているか留意すること。また、受益者負担の適正化、公平化の観点から、必要に応じて見直しを行うこと。

4 使用料及び手数料

過去の実績等を考慮し、的確に見込むこと。また、施設の利用状況等を把握し、増収となるよう積極的な検討を図ること。

5 国庫支出金、県支出金

国及び県の予算編成の動向を的確に把握し、できる限り市費の持ち出しを少なくするよう、関係機関との連絡を密に情報収集に努め、効果的な活用を図ること。

6 財産収入

財産の売払い、貸付けについては、現状を的確に把握し、適正に見込むこと。また、今後の利用計画がない遊休市有地又は賃貸、使用貸借物件については、積極的な財産処分を図るなど財源の確保に努めること。

7 市債

後年度の財政負担を考慮し、その対象となる事業の適債性の有無、事業の必要性、緊急度、効果等を十分に検討すること。市債については、当該事業担当課において捕捉し、予算要求前に必ず財政係と協議の上、地方債見積書を提出すること。

8 その他の収入

不確実なものを除き、過去の実績等により慎重に捕捉し、過大見積りのないよう注意すること。

【 歳出に関する事項 】

1 人件費

歳出総額に占める割合が極めて高く、財政硬直化の大きな要因となっているため、定員適正化計画の着実な実施など、一層の削減に努めること。また、委員報酬を要求するにあたっては、附属機関であることを確認し、条例等の根拠を明らかにすること。

2 物件費

事務事業のあり方を徹底的に見直し、経費の節減・合理化に努めること。特に、以下の点には十分留意すること。

(1) 臨時的任用職員については、令和2年4月から会計年度職員へ移行するため、その任用に関し、別途定める任用方針に従って検討し予算要求すること。

また、財政負担の増加が見込まれることから、財源の有無にかかわらず、任用の必要性を再度検証し、原則として以下に該当しないものについては、廃止又は減員等の調整を行ったうえで、予算要求すること。

ア 正規職員の産休、育休及び病休に係る代替職員（事務執行に当たり、必要人員が法定化されているもの等を含む。）

イ 特定課題対応に関するもの

市長マニフェスト及び施政方針等に掲げる課題であって、その課題を短期的（令和2年度から2、3年のうち）に解決するために必要とされるもの。

- ウ 特定事務の季節的な繁忙期に対応するものであって、予算要求時にその事務が確実に見込まれているもの。
- (2) 特別旅費は、必ずその場に行かないと効果が得られないなど、市民に対して十分説明できるもののみ認めるものとする。また、執行に当たっては、航空機を利用する場合、パック旅行を基本とする。
- (3) 食糧費は、真にやむを得ない場合に限り認めるが、合理的な時間帯、場所、回数等を設定し、執行上節度ある範囲で厳選すること。
- (4) 委託料は、業務に支障をきたさない範囲で、必要最小限の委託内容となるよう見直しを行うこと。調査・設計等については、極力内部対応に努めるなど、経費節減を図ること。
- (5) 備品購入は、原則として更新の場合のみ認めるが、利用状況等を精査し、必要最小限にとどめること。

3 維持補修費

計画的な修繕が可能となるよう年度別計画書等を作成の上、要求すること。なお、大規模修繕については、予算要求時に積算根拠を示す資料を提出すること。

4 扶助費

各種法令等に基づき支出するものであり、対象人員等を十分に精査の上、要求すること。特に、年度末に多額の減額補正や不用額の発生がないよう、的確に見積もるとともに、積算根拠を示す資料を提出すること。

5 補助費等

負担金補助及び交付金については、必要性や効果を再検証し、必要最小限にとどめること。特に、多額の繰越金や内部留保がある団体等に対する運営費補助については、その内容を精査し、見直しを図ること。また、補助金調書（直近の収支計算書を添付したもの）及び補助金の交付の根拠となる要綱等を提出すること。

6 投資的経費

厳しい財政状況を踏まえ、各種計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の財源不足に備えるため、真に必要な事業を厳選し、必ず特定財源を捕捉すること。なお、市債の取扱いについては、前述のとおりである。

7 その他

- ・予算要求の根拠として、事業の効果が分かる資料を必ず準備した上で、予算査定に臨むこと。
- ・予算の積算資料は、必要に応じて予算要求と同時に提出すること。
- ・詳細な事業計画等に基づかない予算を計上することにより、事業実施に当たって、当初計画からの大幅な変更や工期の遅延などを伴う事案が多く見受

けられる。これに伴い、財源の調整や業者発注等に重大な支障が出ているため、地元調整の見通しなども含め、事業計画の精査を行った上で、予算要求すること。

- ・定住自立圏の連携事業に伴う負担金等について、計上漏れのないよう留意すること。